

規 則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和四年二月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六号

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する
規則

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成三年埼玉県規則
第三十五号）の一部を次のように改正する。

様式第二号中「あゝ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の添付書類を
削る。

様式第四号中「あゝ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の添付書類 2
を次のように改める。

2 変更認定申請の場合

確認規程の変更案及び変更の理由を記載した書類

様式第七号から様式第九号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を
削る。

様式第十号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の添付書類を
削る。

様式第十一号中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の添付書類
を次のように改める。

添付書類

地位を承継した事実を証する書面

様式第十二号から様式第十五号までの規定中「あて先」を「宛先」に改め、「㊦」
を削る。

様式第十六号中「あゝ先」を「宛先」に改め、「㊦」を削り、同様式の添付書類
を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行
細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することがで
きる。